

令和6年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業
「こども・若者の居場所に係る好事例収集及び効果的な運用等の検討に関する調査研究」

こども・若者支援を行う民間シェルター団体 における 取組の事例集

この事例集は、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「こども・若者の居場所に係る好事例収集及び効果的な運用等の検討に関する調査研究」において実施したヒアリング調査やインタビュー等の結果をもとにして、こども若者シェルターを運営している団体の取組内容について整理したものです。紹介する事例は主にこども若者シェルター・相談支援事業開始前の内容であり、団体によっては複数の事業を組み合わせて実施している場合もあるため、必ずしもすべての内容がガイドラインと完全に一致しているとは限らない点に留意して参照してください。

はじめに

こども・若者の中には、一時保護施設等における集団生活や生活上のルールになじめない者や、年齢等の事情により一時保護等の対象とならない者が一定数存在しており、このようなこども・若者に、安全な環境を確保することが喫緊の課題となっています。

近年、このようなこども・若者の安全な環境の迅速な確保を図るために、一時的に宿泊可能な施設を提供して日常生活上の援助を行うとともに、退所後の生活に向けた支援を行う、いわゆる民間シェルターの取組が進められています。

こうした取組の重要性に鑑み、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」等を踏まえ、令和6年度から、新たに予算事業として民間シェルターの取組に対して補助を行う「こども若者シェルター・相談支援事業」（以下、「事業」という。）が創設されました。今後、各都道府県等（都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）が本事業によるこども若者シェルターの整備を進めるにあたって、適切な運用が図られるよう、親権等との関係を踏まえた適切な対応のあり方や、こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容、シェルターに入所中のこども・若者の権利擁護等について整理する必要があることから、国は、「こども若者シェルターに関する検討会」を開催して議論を行い、「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が策定されました。

そうした動きを受けて、この事例集は、こども・若者シェルターにおいてガイドラインにのっとり運営が行われるように、こどもの権利を守りながら効果的な支援を実践している事例を整理し、提示するものです。支援の具体的な工夫や運営上の留意点を明らかにし、実践に役立つ知見を共有することを目指しています。

なお、この事例集で紹介する事例は、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「こども・若者の居場所に係る好事例収集及び効果的な運用等の検討に関する調査研究」（以下、「研究事業」という。）において実施したヒアリング調査（注1）やインタビュー（注2）の結果をもとに整理しています（注3）。

- （注1）ヒアリング調査は、こども・若者支援を行う民間シェルター団体を対象に行いました。なお、事例の一部には、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「こども・若者の居場所の確保に関する実態把握のための調査研究」で行ったヒアリング調査の結果も含めています。
- （注2）インタビューは、民間シェルターに入所している（していた）こども・若者や、民間シェルター団体と接点はあるがシェルターには入所していないこども・若者を対象に行いました。
- （注3）事例を整理する際に、ヒアリング調査やインタビューの結果をそのまま用いるのではなく、適宜、一般的な表現に変更しています。

目次

事例集を参照いただく際に留意いただきたいこと	1
1. 「こども若者シェルター・相談支援事業」の対象者や入所にあたっての留意事項	5
(1) 対象者	5
(2) 入所前の説明	8
(3) 親権との関係	11
(4) 児童相談所との関係	14
2 本事業のシェルターにおける生活上のルールの設定にあたっての留意事項	15
(1) 生活上のルールの設定における基本的考え方	15
(2) 入所時・入所中について	15
(3) 退所時について	15
3 本事業の支援内容及び支援にあたっての留意事項	20
(1) 本事業の支援内容	20
(2) 特別な支援ニーズへの対応	25
(3) 本事業のシェルターへの入所の期間、計画的な支援について	27
(4) トラブルへの対応について	28
(5) 退所後の支援について	29
4 本事業のシェルターと関係機関との連携	31
(1) 連携の重要性	31
(2) 各関係機関との連携のあり方	31
(3) 連携を深めるうえでの留意点	31
5 その他	32
(1) シェルターの周知方法	32
(2) シェルターにおける支援を担う人材の育成・確保	34
(3) 地方自治体間の連携	36
6. こども・若者の声	38
(1) シェルターに入所しようと思った理由	38
(2) シェルターに入所しなかった理由	39
(3) 入所前に民間シェルターに対して抱いたイメージ	40
(4) シェルターを実際に利用してみてよかったこと	41
(5) シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと	42
(6) シェルターで一番うれしいサポート、さらにあるとよいサポート	43
(7) 入所時に説明があると良いサポート	44
(8) 退所後にあるとよいと思う支援や関わり	45
(9) シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか	46

事例集を参照いただく際に留意いただきたいこと

○この事例集の「1.『こども若者シェルター・相談支援事業』の対象者や入所にあたっての留意事項」から「5. その他」にかけて紹介する内容は、次のような団体に対して実施したヒアリング調査の結果をもとにしたものです。

図表 1 ヒアリング調査協力団体

団体	取組内容の特徴（①主な活動やこども・若者を受け入れるきっかけ、②未成年のこどもの受け入れ状況、③一時保護委託の状況）
団体 A	① 活動当初は DV や性暴力被害に遭った女性とこどもの支援を行う中で、こどもシェルターを運営している他団体の出先として対応することが増え、現在に至る。 ② 未成年のこどもの受け入れあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託はなし。
団体 B	① 活動当初は 1 人で活動を開始し、法人を立ち上げてからは徐々に活動が大きくなった。組織的な活動としてシェルターを始めたとは定義できるようなものとしては、自傷行為が激しい子を受け入れたのが最初。 ② 未成年のこどもは基本的には受け入れなし。
団体 C	① 活動の主軸は非行少年少女と直接関わり、再度非行を行わないようにサポートすること。 ② 未成年のこどもの受け入れあり（基本的には義務教育中のこどもは受け入れなし）。 ③ 児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 D	① 行政につながりきらない状況のこども達、一時保護施設に入れられないようなこども達の声を多く聞く中で、民間シェルターを開始。 ② 未成年のこどもの受け入れあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 E	① 母親の就労支援から家庭全体を支援する必要性を感じ、緊急的な窓口としてシェルターを開始。母親からの相談の流れでこどもが入所したり、手に職を付けたい若者が入所したりする。 ② 未成年のこどもの受け入れあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託なし。
団体 F	① 本体業は自立援助ホームであり、シェルター機能も備えている。児童養護施設から来るこども達のうち高校を辞めてしまうと居場所を失う方がいたため、居場所が必要だと考えてシェルターを開始。 ② 未成年のこどもの受け入れあり（利用者のほとんどが未成年）。 ③ 児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 G	① 基本は障害者福祉分野の活動を行っていたが、逮捕され起訴猶予や不起訴処分となったものの、社会での生活の中で生きづらさを抱えた方々へ支援を行う入口支援も開始。居住支援法人を立ち上げ、福祉総合スペースを設置。 ② 未成年のこどもの受け入れあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 H	① こども・若者への支援をしようと思い、自立援助ホームを主たる事業として実施。シェルター機能も兼ね備えている。 ② 未成年のこどもの受け入れあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 I	① 団体の活動はシェルター運営事業、自立援助ホームの運営事業、電話相談事業の 3 つ。シェルターを始めたため電話が来るようになったため電話相談を開始し、シェルターにこどもが入りはじめると出先がなく困ったため、自立援助ホームも始めたという経緯。 ② 未成年のこどもの受け入れあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託あり。

団体	取組内容の特徴（①主な活動やこども・若者を受け入れるきっかけ、②未成年のこどもの受け入れ状況、③一時保護委託の状況）
団体 J	① 最初にこどもの遊び場所に関する活動から始まり、DV から逃げてきている、親がどこかに行ってしまったなどの場合に緊急一時宿泊所としてシェルターの住む場所を提供したのが始まり。 ② 未成年のこどもの受け入れあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託なし。
団体 K	① 居場所、仕事のサポート、住まい（居住支援）の 3 つの事業を主に実施。代表がこどもの貧困に関する活動が必要だと肌で感じて事業が立ち上がった経緯あり。 ② 未成年のこどもの受け入れは例外的にあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託なし。
団体 L	① 成人女性の支援から活動が始まり、風俗・売春・水商売・パパ活といった性産業に従事している方への支援を実施。 ② 未成年のこどもは基本的には受け入れなし。
団体 M	① 若者支援が主軸。若者の就労支援、社会的養護を出たこどものアフターケア事業、地域若者サポートステーションの事業等を実施。シェアハウスの形で若者の居住受け入れをはじめ、その後自立援助ホームとして事業を開始。 ② 未成年のこどもの受け入れなし。
団体 N	① 女性の人権ネットワークという形で事務所を開設。設立当初から様々な暴力被害を受けた女性やこどもが殺到し、以来、女性やこどもへの暴力の根絶を目指し活動してきた。市で起こった虐待死亡事案をきっかけに若年女性向けのシェルターを開設。 ② 未成年のこどもの受け入れあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 O	① 地域の NPO の中間支援組織であり、県内に NPO 法人を設立・運営したいという方向けの相談支援を実施。居場所としてのコミュニティレストランの運営、災害再生や生活困窮者等支援、外国籍の方の学習や日本語の授業も開始。 ② 未成年のこどもの受け入れあり（外国籍のこども）。 ③ 児童相談所からの一時保護委託あり。
R5 団体 A	① NPO 法人の設立とともにシェルターも開所し、同時にスタート。弁護士を中心とした有志のグループにより、こどもたちの緊急保護やシェルターの必要性のもと数年間かけて準備をし、社会福祉法人の認証を得て NPO 法人から社会福祉法人へと事業を継承。
R5 団体 B	① 地域住民のつながりづくりの活動を市の経済局のコミュニティービジネスに応募して活動を開始。設立してすぐに、火事で焼け出された高齢の女性を受け入れ、地域の高齢者の緊急的な一時受け入れを実施。東日本大震災が起こり、緊急一時的に行き場のない方を当日でも受け入れるようになり、高齢者以外にも障害のある方やこどもも含め受け入れを実施。
R5 団体 C	① 所在する都道府県では自立援助ホームの利用が少ないという状況もあり、寄付や助成金を利用しながら、少年院を退所したこども・若者の受け入れを実施。
R5 団体 D	① 若年女性でいわゆる夜職に従事する女性を対象としており、人身取引の中の性的搾取をターゲットとして活動を開始。
R5 団体 F	① 活動当初は個人的な動機をきっかけに 1 人で活動を開始。法人を立ち上げてからは徐々に活動が大きくなった。組織的な活動としてシェルターを始めた定義できるようなものとしては、自傷行為が激しいこども・若者を受け入れたのが最初であり、当時のインターン、スタッフ、ボランティア等と相談し、受け入れを決めた。
R5 団体 G	① 自立援助ホームを運営する中、児童自立生活援助事業が利用できないこども・若者が一定数おり、制度を使わないが居住支援や就労支援を日常的に身近な大人がサポートできるようにという目的のもと、今年度からシェアハウス型の施設を開設。

団体	取組内容の特徴（①主な活動や子ども・若者を受け入れるきっかけ、②未成年のこどもの受け入れ状況、③一時保護委託の状況）
R5 団体 H	① 事業自体はシェアハウス型の住居支援から始まったものであるが、児童養護施設出身の若者がホームレスとなり保護したケースをきっかけに、シェアハウスだけではなく、緊急性が高い子どもたちを受け入れられる場所を作らなければいけないと痛感し、シェルターを開始。

※「R5」と付記したものは、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「子ども・若者の居場所の確保に関する実態把握のための調査研究」で行ったヒアリング調査の結果を参照している。

○団体 A から団体 O の特徴を知る一つの手がかりとして、「未成年のこどもの受け入れの有無」と「児童相談所からの一時保護委託の有無」により、下記のように団体を分類しました。

図表 2 事例集における団体の分類

(未成年のこどもの受け入れあり)		
(児童相談所からの一時保護委託あり)	団体 C、団体 D、団体 F 団体 G、団体 H、団体 I 団体 N、団体 O	団体 A、団体 E、団体 J 団体 K
		団体 B、団体 L、団体 M
(未成年のこどもの受け入れなし)		
(児童相談所からの一時保護委託なし)		

○特に、「未成年のこどもを受け入れているシェルターでの受け入れ時の対応」、「入所前の説明」、「親権者との関係」、「入所中に保護者から面会・通信の要請があった場合の対応」、「児童相談所との関係」、「シェルターにおける生活上のルール設定」については、団体の特徴により取組内容が異なることが考えられるため、団体の特徴ごとに分けて事例を紹介しています。

○また、この事例集の「6. 子ども・若者の声」では、次のような、シェルターに入所している（していた）当事者や、相談等によりシェルターを運営する団体とつながったがシェルターに入所しなかった当事者の声を紹介しています。

図表 3 インタビュー協力者

入所者		
協力者	年齢（入所時）	性別
A さん	23 歳	女性
B さん	16 歳	女性
C さん	20 歳	男性
D さん	21 歳	—
E さん	16 歳	女性
F さん	20 歳	男性
G さん	18 歳	女性
H さん	16 歳	男性
I さん	19 歳	女性
J さん	16 歳	女性
未入所者		
協力者	年齢（現在）	性別
K さん	18 歳	女性
L さん	17 歳	女性
M さん	21 歳	女性
N さん	20 代	女性
O さん	24 歳	女性

1. 「こども若者シェルター・相談支援事業」の対象者や入所にあたっての留意事項

(1) 対象者

研究事業で行ったヒアリング調査では、さまざまな背景を持ち、さまざまな状況にあるこども・若者がシェルターを利用していることが分かりました。ここでは、各団体が運営するシェルターにこれまで受け入れたことのあるこども・若者の例を示しています。事業の対象となるこども・若者にはどのような方がいるのかを想定し、シェルターの機能や提供する支援等に鑑みて受け入れ可能かを検討する際の参考になります。

事例紹介 1 対象者

事例 1：保護者からの虐待を受けたこども・若者（団体 E、団体 F、団体 I、団体 K、団体 M、団体 N）

- ・ 保護者による虐待（保護者からの暴力、保護者からの金銭的搾取¹等）があるケース。

事例 2：パートナーから DV²を受けた若者（団体 A、団体 E）

- ・ パートナーからの金銭的 DV や身体的 DV を受けて保護されるケース。
- ・ デート DV の被害を受けたケース
 - 中には、ネットで知り合った男性を信じて地元から別の都道府県に出てくるケースもある。
 - もともと親との関係が悪く、生きづらさを抱えているため、インターネットを経由して騙されてしまうこともある。

事例 3：親子関係の不調や家庭内に課題があるこども・若者（団体 C、団体 F、団体 H、団体 J、団体 L）

- ・ 親子関係の不調が背景にあるケース。
- ・ 親子間で暴力があるケース。
- ・ 家族と一緒に住むことのできない何等かの事情を抱えているケース。
- ・ 親が精神疾患を有しており、家庭での養育が難しくなったケース。

事例 4：医療支援が必要なこども・若者（団体 D）

- ・ 自傷行為や希死念慮を抱えており、医療支援が必要なケース。
 - 他の施設では受け入れが難しくなり、シェルターにつながるケースもある。

事例 5：障害や発達特性を有するこども・若者（団体 E、団体 K）

- ・ 障害が原因で生活に困難を抱えているケース。
- ・ 発達特性があり、日常生活を送ることに苦労したり、金銭管理ができず困窮したりするケース。

事例 6：複合的に困難な状況にあるこども・若者（団体 I、団体 M）

- ・ 一つの要因だけでなく、虐待による生活困難、親や社会から適切な支援を受けられなかったことによる孤立、発達障害や精神的な課題により学校や家庭に適

¹ アルバイトで得たお金を親が取り上げて使ってしまうといった例が考えられる。

² ここでは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことを言う。

応できないなど、複数の課題が絡み合っているケース。

- ・ 主訴としては生活困窮であるが、背景に親子関係の不調や虐待経験といった事情があり、心理的ケア等を十分に受けられずに課題を抱えたまま社会に出ているケース。

事例 7：社会的に孤立している・地域に居場所のない子ども・若者（団体 C、団体 K）

- ・ 地元を離れたが頼れる友達もおらずホームレスになってしまったケース。
- ・ 地域の不良仲間や非行グループから抜け出すために入所するケース。
- ・ 住み込みの就労体験を行うが、仕事を辞めたことで住む場所を失い、相談に来るケース。

また、未成年の子どもを受け入れているシェルターでは、受け入れ時に次のような対応をする事例がありました。

事例紹介 2 未成年の子どもを受け入れているシェルターでの受け入れ時の対応

児童相談所からの一時保護委託がある団体

事例 1：夜間の保護と緊急対応（団体 D）

- ・ 未成年の子どもが深夜に街を徘徊しているケースに対応するため、夜間にパトロールをしてアウトリーチを実施している。帰宅できない、または家庭に戻ることを拒否している未成年を見つけた場合、すぐに弁護士に連絡を取り、法的な問題を整理した上で、一時的にシェルターで保護するケースがある。
- ・ 翌日には児童相談所へ繋げ、より長期的な支援を検討する。この対応により、未成年が犯罪や搾取に巻き込まれるリスクを軽減し、安全な環境で支援を受けられるようにしている。

事例 2：入所後の方針に基づいた説明（団体 F）

- ・ 一時保護で未成年を受け入れる場合に、次の方針に整理して対応を検討する。その際、子どもに 2 か月後にはどのようになっていたいかを尋ねた上で、尊重しながら、一時保護の過ごし方等を子どもに説明する。
 - ✓ 家庭復帰を見据えたケース：家庭復帰を見据えた関係調整を行い、児童相談所から家庭へ戻すことを想定した対応を行う。
 - ✓ 自立支援を見据えたケース：家庭復帰が困難で、長期的に支援が必要な場合には、自立支援いつなぐことを想定した対応を行う。

事例 3：児童相談所との連携による受け入れ（団体 G）

- ・ シェルターの入所者が行き先のない子やご飯が食べられない子を連れてきたりする場合がある。そういった子どもを支援する際は、担当する児童相談所に連絡をとり、児童相談所に許可をもらい、一時保護委託にしようということがある。

児童相談所からの一時保護委託がない団体

事例 4：未成年者の安全確保と弁護士の関与（団体 A）

- ・ 未成年の子どもから相談があった場合、まずは安全な場所で面談を行い、直接シェルターの所在地を伝えないよう配慮する。虐待や DV の可能性がある場合、子どもが帰宅した際に危険が生じるかどうかを慎重に判断する。

- ・ 特に、未成年のシェルター利用は法的な問題が伴うため、弁護士と連携しながら注意を払う。シェルターへの入所が必要と判断された場合は、児童相談所とも協議し、適切な手続きを経てシェルターへ案内する。

事例 5：弁護士相談の活用（団体 K）

- ・ 未成年である本人から相談がある場合、弁護士会が運営しているこどもの人権 110 に連絡することが多い。未成年の場合は関係機関との調整を経た上での入所となり、本人と一緒に関係機関に相談することが現状は多い。

(2) 入所前の説明

入所前には、シェルターの生活ルールや支援内容、利用可能な期間、費用の有無などを丁寧に説明し、入所者の理解を得ている事例がありました。こども・若者が安心して利用できるよう、疑問や不安に寄り添いながら対応します。

事例紹介 3 入所前の説明

未成年のこどもの受け入れがあり、児童相談所からの一時委託がある団体

事例1：入所に際する書面の取り扱いとルールを守れない場合の対応（団体C）

- 入所時に本人の名前と日付を記載した書面を取得し、そのコピーを本人、委託元、団体がそれぞれ所持するようにしている。シェルターには、さまざまな理由で行き場をなくしたこども・若者が来ており、ルールを守れない場合でも、即退去させるのではなく、話し合いやケースワーカーの面談、医療機関への同行支援などを通じて解決を図る方針をとっている。過去にルールを守らなかったケースでも、退去させたことはなく、できる限り支援を続ける姿勢を持っている。

事例2：同意の確認と相談票の活用（団体D）

- 本人の同意がなければ無理に連れて行くことはなく、本人が「行きたい」と意思を示した場合にのみシェルターで休めるようにしている。入所の同意書として正式なサインは取得しないが、相談の際に相談票を使用し、そこに本人の名前を記載してもらうことで、一定の意思確認を行っている。相談時には、「この内容を記録させていただきます」と事前に伝え、本人の理解のもとで対応を進める形をとっている。

事例3：面会や見学で丁寧に説明（団体G）

- 入所までに期間がある場合は、入院中の場合は病院に行ったり、施設入所中の場合は施設にいたり、見学に来られる子は見学をしてもらう。
- どのようなことをするとここにはいられなくなるといった話はせず、ルールがあるので守って欲しいといったことを伝える。

事例4：入居説明書の活用と児童相談所や自治体との連携（団体H）

- こどもの立場から入居までの流れを3ステップで整理している。
 - ✓ 児童相談所とこども、または親との間で、団体の存在や支援の可能性について話し合う。
 - ✓ 見学や入居相談について、児童相談所が間に入って詳細を調整する。
 - ✓ こどもが入居を希望した場合、団体が説明をし、生活環境の見学を経たうえで、児童相談所の立ち合いのもとで団体が契約を行う。
- 契約書の代わりに入居申込書を記載してもらい、児童相談所と行政が最終的に入所を決定する形をとっている。また、事前に契約内容を記載した重要事項説明書や生活のマナーについて記載した資料を提示し、本人が頑張ることができると決めた上で入居してもらう仕組みになっている。

事例5：親権者等との連絡方法の決定（団体I）

- 入所は本人の意思を最優先としている。シェルターの場所は絶対に秘匿であり、誰にも話さないことを約束いただいた上で、まずは本人にシェルターに来てもらっている。その後、親権者等への連絡について、弁護士や児童相談所を交えてどのタイミングでどのように伝えるかを話し合った上で進める。

- ・ 未成年の方を含め、ほとんどの場合は親権者等に連絡を取り、本人の意思で安全な場所におり、連絡を取りたいときは誰を仲介していただきたいか伝えている。仲介の窓口として児童相談所と弁護士のとどちらが望ましいのかについては、ケースバイケースであり、例えば、既に児童相談所が関わっている場合は児童相談所が窓口になる場合が多い。

事例 6：入所前のシェルター生活の説明（団体 I）

- ・ 電話相談時には、入所後のルールや生活に関して、説明したり質問に答えて伝えるようにしている。そのような生活を送ることができるかを聞き、入所後のルールや環境についてイメージできるようにすることを重視している。電話で確認した上で、入所の希望がある場合には、直接本人に会いに行き、詳細を説明する。例えば、
 - ✓ シェルターではどのような生活になるか
 - ✓ 退所後にどのような選択肢があるのか
 といった点について詳しく話し、最終的な意思確認を経て入所手続きを進める形をとっている。

事例 7：資料を用いた説明①（団体 C）

- ・ アパートの部屋の写真やルールを記載した用紙をみてもらいながら説明する。

事例 8：事前説明と入所前面談の実施（団体 C）

- ・ 未成年者の受け入れに際し、事前に本人と直接面談を行い、シェルターでの生活について詳しく説明する。保護観察所や児童相談所との事前調整を行い、入所が可能かどうかを判断する。入所希望者には、
 - ✓ シェルターでの生活ルール（10 項目程度）
 - ✓ 滞在可能な期間
 - ✓ 健康状態（アレルギー・病歴）
 - ✓ 学業・仕事・今後の生活の希望
 などを聞き取り、本人から入所の意思表示があった場合に入所につながる。

未成年のこどもの受け入れがあり、児童相談所からの一時委託がない団体

事例 9：緊急一時宿泊所としての対応（団体 J）

- ・ 緊急一時宿泊所として機能しているため、入所時に同意書等を取得することはない。しかし、特に未成年の場合は、次のように一時的に宿泊した後の進路について話し合うことを重視している。こどもの意向を確認し、今後の方針を決めるプロセスを踏んでいる。
 - ✓ 家に戻りたいのか
 - ✓ 少し時間を置いてから戻るのか
 - ✓ ひとり暮らしをして自立したいのか など、

事例 10：ルール説明と入所者との合意形成（団体 K）

- ・ シェルターのルールを記載した覚書を用いて説明し、合意形成をする。シェルターを利用するこどもに対して、
 - ✓ 部屋での飲酒・喫煙の禁止
 - ✓ 住所を明かさないこと
 - ✓ 他人を連れ込まないこと
 - ✓ SNS や配信の禁止
 といった説明をしている。ルールで縛ろうというスタンスではなく、シェルタ

ーを使う上で改善点や依頼事項があれば本人とスタッフがお互いにしっかりと相談する時間を作ることを伝えている。

事例 11：資料を用いた説明②（団体 A）

- ・ 場所の社員、部屋の写真は載せていないが、ルール等の説明のためのリーフレットを用意している。

未成年のこどもの受け入れがない団体

事例 12：ルール提示の際の留意点（団体 L）

- ・ 基本的には本人の希望を優先しており、団体からの一方的な押し付けにならないように気を付けつつ、入所者に守ってほしいルールを提示している。

(3) 親権との関係

以下に親権者との関係や、やりとりの例を示します。

事例紹介 4 親権者との関係

児童相談所からの一時保護委託がある団体

事例1：ケースバイケースでの対応と弁護士・児童相談所の関与（団体D）

- ・ 親権者への連絡は、ケースごとに対応が異なる。家庭内暴力がある場合でも、連絡をすることがあるが、トラブルに発展する可能性があるため慎重に対応する。未成年者の場合は、児童相談所が間に入る事が多く、親権者への連絡を児童相談所に依頼することがある。シェルターに保護していることを後から伝えるケースもあり、連絡の主体は状況次第で変わる。本人が親権者への連絡を拒む場合は、説得を試みるが、強制はしない。弁護士と児童相談所には必ず一報を入れることを原則とし、対応を進める。

事例2：児童相談所が仲介する親権者との調整（団体F）

- ・ 親権者への連絡や確認は児童相談所が主に対応する。親権者がシェルターの利用に同意していない場合であっても、児童相談所から一時保護委託を受ける場合がある。その後、親とやり取りをしなければならない場合で、こどもが親との距離感をつかめずに困っている場合は、児童相談所が親側に立ち、シェルターがこども側に立って話をする事ができる。その結果、ケースワークの一環として親と直接会うことになる場合もある。

事例3：一時保護委託の流れと親権者とのやり取り（団体G、R5 団体A）

- ・ 一時保護委託となるため、児童相談所が親権者へ通知を行い、同意を得る形を取っている。一時保護委託から正式な入所へ移行する場合、保護者とのやり取りは児童相談所に依頼することが原則。ただし、長期的な支援が必要なケースでは、家庭環境を理解するために、親権者と対話の機会を設けることが望ましいと考えている。こどもが親との連絡を拒む場合でも、児童相談所が介入することについては、こども自身がある程度受け入れるケースが多い。

事例4：親権者との連絡方法の決定（団体I）

- ・ 入所に関しては、まず本人の意思を確認し、本人がシェルターにきた後で親権者にどのように連絡するかを話し合う。この際、弁護士や児童相談所も関与し、「いつ・どのような方法で・どのような言葉で伝えるか」を慎重に決めた上で連絡を行うようにしている。未成年者の場合、原則として親権者に連絡するが、誰が窓口となるかはケースごとに異なる。例えば、すでに児童相談所が関与している場合は、児童相談所が窓口になり、弁護士が介入すると親権者を刺激する恐れがあるため、慎重に判断。一方で、児童相談所と関係が悪い場合や、初めてのケースでは、弁護士が介入することが多くなる。

事例5：親との距離感の調整（団体F）

- ・ こどもが親との関係をどうしたいのかを重視し、状況に応じた調整を行う。児童相談所が親側に立ち、シェルターがこども側に立って話をする事ができ、その流れで親と直接会うこともある。これはケースワークの一環であり、入所時に親権者等と会うことはない。

児童相談所からの一時保護委託がない団体

事例 6：児童相談所を通じた親権者への連絡（団体 A）

- 基本的には親権者に直接連絡をすることはなく、必要に応じて児童相談所を介して対応する。例えば、18 歳未満のこどもが単独で逃げてきた場合、以前に児童相談所と繋がりがあったケースでは、団体側から児童相談所に連絡し、保護していることを伝える。また、家庭内に DV がある場合、母親が家から出られずにこどもだけが逃げてくるケースもある。このような場合、児童相談所がすでに関与していることが多く、適切な対応を依頼する。

事例 7：捜索願が出された場合の対応（団体 J）

- 親権者対応で最も難しいケースは、親が捜索願を出してこどもを探している場合である。例えば、未成年のこどもをシェルターで保護したとしても、親が捜索願を出した場合、警察が介入してこどもを探しに来ることになり、結果的に児童相談所への通告がなされることが多い。基本的には、未成年者と家庭の調整は児童相談所の役割と考え、地域の担当ケースワーカーに通告する形を取っている。

事例 8：原則として親権者対応を行わない（団体 K）

- 基本的に親権者と直接やり取りを行わない方針を取っている。これは、本人の困っていることと親権者の意向が異なるケースが多く、そうした場合には本人の意思を優先するスタンスを取っているため。ただし、未成年の場合は保護者との調整が不可避となるため、入所段階で、保護者とのやり取りは児童相談所に行ってもらえるよう児童相談所に依頼している。親権者が関与することによるトラブルを回避しながら、こどもにとって最善の支援を提供することを重視している。

以下に入所中に保護者から面会・通信の要請があった場合の対応の例を示します。

事例紹介 5 入所中に保護者から面会・通信の要請があった場合の対応

未成年のこどもの受け入れがあり、児童相談所からの一時委託がある団体

事例 1：本人と委託元と調整のうえで対応（団体 C）

- 面会・通信の対応はケースバイケースで決定。親権者からの要請があった場合、まず本人と相談し、本人の意向を尊重する。さらに、委託元とも事前に調整し、家族との関係性を踏まえて、連絡する窓口をどこにするか決めるようにしている。
- 親子関係が良好で関係を修復した方が良いと判断されるケースでは、親権者と面会の機会を設けることもある。このように、事前に関係機関と調整したうえで、最も適切な対応を選択している。

事例 2：一時保護委託元の方針に沿った対応（団体 F）

- 一時保護委託の場合、児童相談所の方針に従って対応することを原則としている。親と面会する必要がある場合は、児童相談所の下承を得て、カフェや児童相談所の会議室など、シェルター外の場所で会うように調整。こども本人が拒否する場合は、面会は実現しない。一時保護委託が終了し、正式な利用が開始された後は、特別な理由がない限り、面会や通信を制限することはないとして

いる。シェルター内での親権者との面会は禁止してはいない。

事例 3：児童相談所を介しての調整（団体 G）

- ・ 保護者から連絡を取りたいと要望があることや、こどもが連絡をとってしまうこともある。シェルターをはじめた当初は保護者が直接来てしまうこともあったため、児童相談所に間に入ってもらっている。

事例 4：児童相談所・弁護士との関与による面会調整（団体 I）

- ・ 児童相談所や弁護士を通じて面会を調整している。具体的には、児童相談所を通しての場合は児童相談所内で面会を実施。弁護士が関与している場合は弁護士事務所で面会を行うこともある。
- ・ しかし、入所者が親と会うことを拒否するケースもある。その場合は、まずは手紙のやり取りからはじめるなどして、段階的に関係を修復する方法を検討する。

未成年のこどもの受け入れがあり、児童相談所からの一時委託がない団体

事例 5：保護者が過去に団体と接点があった場合の対応（団体 A）

- ・ 入所者の多くが親に内緒で電話や LINE 相談を通じてシェルターに入所しているため、基本的に親からの面会・通信の要請はない。ただし、親が過去に団体と関わりを持っていた場合は、親からの連絡が入ることもある。その場合、児童相談所と調整し、一時保護までの数日間は一時的に預かるということを伝える場合がある。

事例 6：原則として保護者対応を行わない（団体 K）

- ・ こどもが親権者との連絡を拒んでいるケースが多く、保護者からの面会・通信要請に応じることは基本的でない。一方で、こども本人が親と連絡を取り続けている場合は、本人の意思に任せている。団体側が親子間の関係調整に介入することはなく、本人の自主性を重視する方針を取っている。

(4) 児童相談所との関係

児童相談所は、未成年の保護において重要な役割を担っており、親権者との調整やシェルター運営団体に直接相談があった場合の対応等で連携する例がありました。

以下、児童相談所との関係・やりとりの例について示します。

事例紹介 6 児童相談所との関係

児童相談所からの一時委託がある団体

事例 1：児童相談所からの一時保護委託が大半を占める（団体 C）

- 基本的には児童相談所からの一時保護委託の相談が入る。残りは弁護士からの相談で未成年であることが確認された場合、入居前に本人の同意を得たうえで児童相談所に連絡し、一時保護委託の調整を依頼している。これにより、結果的に入居日から一時保護委託の形になるよう調整している。

事例 2：児童相談所の対応が地域によって異なる（団体 D）

- 中長期的な支援が必要になると、児童相談所からの一時保護委託の依頼が来ることが多い。これは、親に対して「安全な場所である」と示すためにも必要な手続きと考えている。しかし、児童相談所によって対応が異なり、一時保護委託を認めない児童相談所もある。

事例 3：児童相談所を介さずに居場所を確保するケース（団体 F）

- こどもが児童相談所に連絡せずに団体へ相談するケースは少ない。しかし、17～18 歳の場合は、職場やバイト先、学校、友人関係などを活用しながら適応する方法を模索することがあり、児童福祉法の枠組みだけでなく柔軟な支援を提供する方針を取ることがある。こうした方針により、児童相談所を介さずにこどもの居場所を見出すケースもある。

事例 4：児童相談所を介さず直接相談があった場合の対応（団体 H、団体 N）

- 未成年に関しては児童相談所を通して受け入れており、本人から SNS 経由で直接相談が来た場合、本人に伝えたくて児童相談所に相談する。

事例 5：児童相談所に対するこどもの不信感と調整の工夫（団体 I）

- 児童相談所との関係性が複雑なこどもたちが多く、以下のようなケースが見られる。
 - ✓ 過去に一時保護施設等の入退所を繰り返した経験があるこども
 - ✓ 児童相談所に良い印象を持っていないこども
 - ✓ 親権者が暴力的で、児童相談所を巻き込むことで職員に迷惑がかかるのではと考えるこどもこのため、こどもに対して児童相談所の役割やメリットを説明し、納得してもらった上で連絡を取るようにしている。

児童相談所からの一時委託がない団体

事例 6：児童相談所を介さず直接相談があった場合の対応（団体 J）

- 自主事業として緊急一時宿泊所の運営を行っており、児童相談所からの一時保護委託の依頼を受けることはない。しかし、未成年のこどもを保護した場合は、団体の判断で児童相談所に連絡を行う。

2 本事業のシェルターにおける生活上のルールの設定にあたっての留意事項

- (1) 生活上のルールの設定における基本的考え方
- (2) 入所時・入所中について
- (3) 退所時について

生活ルールは、こども・若者の安全を確保し、快適に過ごせる環境を整えるために設定されますが、一律の厳格なルールではなく、入所者の状況に応じた柔軟な運用がなされている例がありました。

できる限り制限を少なくするための配慮や工夫がなされており、その例として以下のようないくつかの事例がありました。

事例紹介 7 シェルターにおける生活上のルール設定

未成年のこどもの受け入れがあり、児童相談所からの一時委託がある団体

事例1：こどもの実態に合わせた柔軟な支援（団体D）

- ・ 施設のルールが厳しくて入りたくないという声が多いため、できる限りこどもの実態に合った柔軟な対応を心掛けている。ただし、入所者が増えるにつれて、必要なルールが増えていくこともある。
- ・ こどもたちの背景を踏まえながら、ルールを必要最小限にとどめる努力をしている。
- ・ こども・若者がシェルターでの生活を負担に感じないように、個別の事情を考慮した対応を行っている。特に、精神的に不安定なこども・若者には、ルールの適用を柔軟にし、過度なプレッシャーを与えないよう配慮している。一律のルールではなく、個々の事情に応じた柔軟な対応を心掛けている。

事例2：ルールを増やさないための工夫（団体I）

- ・ スマートフォンは学校で使うことが増えており、こどもにとって必要である場合や、就職活動や家探し等、次の生活に関わってくる場合が出てきているため、最近では位置情報がわからないような安全確認をしつつ、こどもと話し合いながら、弁護士事務所や繁華街で開けて使用するという運用を行うこともある。また、貸出用のスマートフォンがあり、通学時に使うことを許可している。
- ・ シェルターに入るこども・若者は、家で厳しい制約を受けてきたため、なるべく自由な生活をしてもらうことを大切にしている。
 - ✓ 大人側がこまめに情報共有・報告・連絡・相談を行い、本人に細かい指示を出さずに済むよう配慮。
 - ✓ 本人がやりたいことを実現できるよう、本人の意思を尊重しながら支援方針を決定。
 - ✓ 定期的にカンファレンスを実施し、本人も参加して方針を決定。
 - ✓ 外出の際の手続きを簡素化することで、本人が主体的に行動できる環境を整備。

事例3：退所後の生活力を重視（団体F）

- ・ 施設内の適応を重視せず、退所後に自立できるように支援する。施設内での管理が厳しくなりすぎると、退所後に生活力が育たないため、自由度を高めることを意識している。

事例 4：ルールを強制せず説明と対話を重視（団体 G、R5 団体 C、R5 団体 H）

- なぜそのルールがあるのかをこどもに説明し、納得してもらうようにしている。
- こどもと対話しながら、代替案を考える（例：「門限について、部活やアルバイトで遅くなる場合は緩和する」）。
- 入所者ごとに異なるルールがある場合も、最初に「それぞれの事情に合わせたルールである」ことを説明し、トラブルを防ぐ。
- 選択肢を提示し、リスクのメリット・デメリットを説明して本人が選択できるようにする。
- あくまでもルールを守ることであな自身を守られることになる伝え、しっかりと動機付けをしている。

事例 5：情報共有を徹底し、こどもを囲い込まない（団体 C）

- 児童相談所から入所したこどもについては、一つの団体が情報を抱え込まないよう次のような対応をする。
 - ✓ 月に 1 回、本人の部屋で弁護士・児童相談所・保護観察所などの関係者と話し合いを行い、情報を共有。
 - ✓ 情報を開示する際は、本人の同意を得ながら慎重に行う。
- これにより、支援を特定の団体が独占せず、こどもが必要なサポートを幅広く受けられるよう配慮している。

未成年のこどもの受け入れがあり、児童相談所からの一時委託がない団体

事例 6：スマートフォンを安全に使用できるよう工夫する（団体 A）

- GPS がついているかなど、安全の確認をする。安全ではないと考えられる場合、電源を切っていただき、こちらから安全なスマートフォンをお渡しする。例えば、親の名義のものであれば追跡アプリなどで場所を探されるため、電源を切り弁護士に預けてもらい、団体からお貸しすることが多い。

事例 7：こども自身の納得感を大切に（団体 K）

- こども・若者は、家を失うまでに様々な困難を経験しているため、単に「屋根・食事・寝床」があればよいわけではない。本人が安心して相談できる相手を作ることが最も重要であり、こどものやりたいことに対し、できる限り臨機応変に対応する体制を整える。
- 手続きは必要な時に行えばよいと考えこどもの気持ちや状況を最優先にし、こどもが安心できる場所と人に出会えることを最優先にした支援を心掛けている。

事例 8：こどもの希望を尊重しながら柔軟に対応（団体 E）

- 追跡の懸念がある状況でも、こどもの希望を可能な限り実現する方法を模索する。例えば、体育祭に出たいという希望があり、本人や学校と相談して見学という形で折り合いをつけたことがある。その時にしかできない体験を大切にしながら、こどもに寄り添った対応を実施し、安全面に配慮しつつ、こどもの気持ちを尊重する姿勢を大切にしている。

未成年のこどもの受け入れがない団体

事例 9：若者と共に決めるプロセスの重視（団体 L）

- ・ 支援の主導権を大人だけに持たせず、若者と共に決めるプロセスを大切にすることで、ルールを最小限に抑える。

また、シェルターに入所するこども・若者の権利擁護のために実施している取組の例としては、以下のようなものがあります。

事例紹介 8 こども・若者の権利擁護のために実施している取組

事例 1：本人の意思を尊重するための関係構築（団体 B）

- ・ 入所者の意思が明確でない場合が多く、時間をかけて関係を築きながら意思確認を行う。
- ・ 入所するこども・若者は「全てが揃っていて当たり前」と思っていることもあり、実際の生活とのギャップに戸惑うこともあるため、慎重に寄り添いながら支援を進める。
- ・ こども自身が納得できる環境を作ることを最優先にしている。

事例 2：社会生活に近いルール設定（団体 C）

- ・ 少年院を出たこどもたちのうち、2～3割は親元以外の場所に帰る。
- ・ その理由が本人の責任ではないことが多いため、不公平なルールを課すことがないよう配慮している。
- ・ いずれは社会に出ることを考慮し、家庭や一人暮らしに近いルールにすることを意識。支援の枠組みの中で「特別な存在」とするのではなく、社会生活に適応しやすい環境作りを目指している。

事例 3：スマートフォンの利用を認め、人権を尊重（団体 D）

- ・ こども・若者が一時保護施設を嫌がる理由の一つに、「スマートフォンが使えないこと」があるため、基本的に使用を許可している。ただし、位置情報アプリの利用といった追跡されるリスクのある機能については制限をかける。また、共同生活をスムーズにするため、以下のルールを説明し、守ることを求める。
- ・ 門限
- ・ 他の入居者の部屋に入らない
- ・ 物の貸し借りをしない
- ・ 困ったときはスタッフに相談する
- ・ スタッフが毎晩常駐し、こども・若者たちが気軽に相談できる環境を整えている。

事例 4：入居者の顔を毎日見て支援を続ける（団体 E）

- ・ シェルター入居者の顔を毎日見に行くことで、こどもの変化を察知しやすくする。
- ・ 行政機関へ行く際や、自立に向けたアパートの内見など、外出支援を同行して行う。
- ・ こどもが孤立せず、安心して生活できる環境を作ることを重視している。

事例 5：ルールは最小限にし、個別対応を重視（団体 G）

- ・ 未成年はお酒やたばこは禁止、飲食はキッチンです、門限として 21 時までで帰ってきてもらおうといった基本的なルールはあるが、それ以外は個別のルールを設けて対応している。

事例 6：ルールとマナーを分け、納得感を持たせる（団体 H）

- ・ ルールだけでは堅苦しい生活になるため、日常生活の中で必要な「配慮」や「思いやり」といったマナーも大切に、ルールと区別している。
- ・ こどもたちが納得できるよう、マナーの判断基準を明確にして、共同生活を円滑にするため、ルールブックとマナーブックの 2 冊にまとめて共有している。

事例 7：こどもの意思を尊重し、柔軟な運営（団体 K）

- ・ ルールは少なく、本人のしたいことと支援者のできることをすり合わせながら運営している。民間のシェルターの利点を活かし、こども一人ひとりに重点的に関わる。
- ・ 「スマートフォンの使用禁止」、「門限 21 時」、「冷蔵庫を開ける際に一声かける」など、こどもにとってその趣旨がわかりにくいルールがあり、行動が狭められていた。そのため、こどもと相談しながら柔軟なルールを設定し、支援者との信頼関係を重視している。役所らしくない雰囲気を作り、相談しやすい環境を提供している。

事例 8：プライバシーの保護と安全確保（団体 F、団体 G、団体 H、団体 I）

- ・ シェルター内では、こども・若者のプライバシーを守るため、個室の確保や個人情報管理を徹底している。また、追跡の恐れがあったり場所を秘匿したりしているこども・若者については、安全確保のために居場所の秘匿性を高めるために次のような工夫をしている。
 - 住所を言わない、合鍵を作らない、追跡されている時は戸締りをする、といったことを伝えている。
 - 学校とシェルター以外で出掛けることは基本的にやめる。
 - インターネット上に所在地が公開されることは避け、友人等を 200m 範囲には連れてこないよう伝えている。色々な背景があるこどもが入居しており、危険にさらすことになるため、そのルールを守るように伝えている。
 - シェルターの場所は絶対に秘匿であり、説明時には児童相談所や仲介してくれた行政の会議室、学校等に会いに行くようにする。

事例 9：子ども担当弁護士の配置（団体 I）

- ・ 子ども担当弁護士がいるため、スタッフに対する不満も言える環境を整えている。本人の了解を得られれば、それをスタッフと共有し、対応の改善を行っている。

事例 10：スタッフ全員が権利擁護の基礎を学ぶ研修を実施（団体 A）

- ・ スタッフ全員が権利擁護と権利意識について 48 時間の研修を受けることを義務付けている。
- ・ 支援者がしっかりと知識を持つことで、こどもたちが自分の権利に気づき、守られる環境を作ることを目指している。
- ・ 本人の意思を尊重しながら支援を進めることを基本方針としている。こども・若者の中には権利に関する知識が乏しく、自尊心を失っているケースが多いため、カウンセリングや心理教育のプログラムを提供する。

事例 11：権利擁護のため外部講座をスタッフが受講（団体 M）

- ・ こども・若者の権利を守るため、こども・若者の主体性を一番大切にしている。アドボカシーに関する講座を受講しており、すべての支援のベースになるものと位置付けている。アドボカシーの考えはスタッフには当たり前のこととして伝えている。

3 本事業の支援内容及び支援にあたっての留意事項

(1) 本事業の支援内容

シェルターでは、こども・若者が安心して生活できる環境を提供するとともに、心理的・社会的なサポートが行われています。具体的には、食事の提供、生活リズムの整備、金銭管理の指導などの日常生活支援、心のケアや対人関係の構築をサポートする相談支援、進学や就労に向けた準備を行う学業・就労支援などが含まれます。

個々の状況に応じた支援計画を立て、こども・若者が自立に向けたステップを踏めるよう支援する例もあります。

こども・若者のニーズ等を踏まえて実施の必要性が高い、あるいは効果的と考えられる支援の例は、以下のようなものがあります。

事例紹介 9 こども・若者のニーズ等を踏まえて実施の必要性が高い、あるいは効果的と考えられる支援

事例1：退所後のつながりを保ち続ける支援（団体A）

- ・ シェルターを退所した後も、こども・若者とのつながりを維持し、支援を継続することが重要だと考えている。そのため、クリスマスプレゼントを送るなどの工夫をしながら定期的に連絡を取り、関係が途切れないようにしている。支援の継続期間は長く、10年、20年と続くケースもある。シェルターを「帰ることのできる場所」として残し、長期的な関わりを支えることが重要な支援のあり方と考えている。

事例2：こどもとの信頼関係を築くための食事や面会の工夫（団体C）

- ・ 少年院などの施設にいるこどもと関わる機会が多いため、シェルターへの受け入れ前に何度も面会を重ね、信頼関係を築くことを重視している。こどもが安心して話せるよう、移動中の車内や食事の場面を活用し、リラックスした雰囲気の中で自然な会話が生まれるよう工夫している。こうした関係づくりを丁寧に行うことで、こどもがシェルターで安心して過ごせる環境を整えることができると考えている。

事例3：賃貸契約の支援と電子機器リテラシー教育（団体F）

- ・ 18歳以上の若者が賃貸契約を結ぶ際、不動産業者や大家が施設職員の保証を求めるケースが多いため、団体は契約を一時的に引き受ける仕組みを採用している。賃貸契約に限らず、スマートフォンやSNSの適切な使い方など、電子機器のリテラシー教育にも力を入れており、情報リテラシーの向上がこどもの自立において重要な要素のひとつであると考えている。

事例4：居心地の良い空間づくりと食事の重要性（団体I）

- ・ 食事場面は大事にしている。自然体で座り、自然体でいられるような雰囲気づくりをするのに加え、体を作るという意味でも食事は大事にしている。また、居心地の良い空間づくりにも力を入れ、個室を確保することでプライバシーを尊重し、徹底した清掃によって快適な環境を維持している。こうした清潔で落ち着いた居住環境の提供が、こどもの精神的な安定につながると考えており、シェルター運営における重要な支援のひとつとなっている。

事例 5：長期間虐待を受けたこどもへの支援（団体 K）

- ・ 長期間虐待を受けてきたこどもの中には、「生きる意味がない」と考えてしまうケースが少なくない。そうしたこどもが相談に来た際、その「細い糸」を切らずにつながり続けることが何よりも大切だと考えている。そのため、自信回復を促すために余暇活動を積極的に取り入れ、フットサルや卓球、銭湯での面談、夏の川遊びなど、日常の楽しさを体験できる場を提供している。こうした活動を通じて、こどもが「ちょっと生きてみよう」と思える機会を増やし、未来への希望を持てるように支援することが、最も必要であり、効果的なアプローチだと考えている。

事例 6：引っ越し支援（団体 L）

- ・ メンタルの不調で仕事ができず、家賃の未払いが続き、最終的にマンションやアパートを退去せざるを得ないといった若者もいる。今ある荷物をまとめて当団体の車両でシェルターまで運び、退所する際も退所先が近距離であれば、当団体の車両にて移送する等の支援を行っている。

事例 7：心理的なサポートができる体制の構築（団体 M）

- ・ シェルターに入所している機会や関わったタイミングにおいて、信頼してよい大人であり、心のうちを話すことができると思える関係を築けるようにしている。何かあったらそこへ行ってみようと思える、拠り所となる場所になるため、スタッフが各自で学んだことをミーティング等において共有して高め合っている。

事例 8：就学支援（団体 O）

- ・ 外国籍の未成年に関しては、日本で生きていきたい場合には言語の習得ができるとよい。就学年齢において学校に通っていることは定着性を高め、在留資格の取得にも有効に働く。学校に行ける状態にするため、教育委員会に手続きをしたり、日本語教室を開催したり、学費を用意する等の支援に力を入れている。

事例 9：退所後の調整（団体 G）

- ・ シェルターは長期で滞在する場所ではないため、退所後の調整はとても大変である。特に 16、17 歳くらいの年齢の場合には、養護施設や自立援助ホームへの入所は選択肢が少ない場合が多い。障害者手帳を持っている場合は未成年の枠を超えた支援を受けることができるが、すべてのこどもが手帳を取得しているわけではないため、個別の対応が求められる。児童相談所が関与できるケースでは適切な施設への入所調整が可能だが、シェルター単独での退所後支援には限界がある。そのため、退所後の調整支援を制度的に強化し、より円滑な移行を支えることが重要だと考えられる。

さらに、どの支援においても共通して留意したり工夫したりしていることの例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 10 どの支援においても共通して留意したり工夫したりしていること

事例 1：細かいことでも本人に確認し、希望を尊重する（団体 G）

- ・ 細かいことでも本人に確認し希望を聞く。児童相談所と職員とのやり取りの内容に関しても、なるべくこどもに伝えるようにしている。また、こどもからの要望に関しては、すぐに要望に応えられない場合でも進捗を伝えるなど、「きちんとあなたの希望のために動いているよ」と伝えるようにする。こどもに言うべきではない情報はそれほどある訳ではない。細かいことでも確認している。

事例 2：個別対応を基本とし、こども・若者それぞれの事情を尊重（団体 I）

- ・ こども・若者がそれぞれ異なる背景や事情を抱えているため、すべての支援を一律のルールで管理するのではなく、スマートフォンの使用可否や通学の可否など様々な状況があることを前提として、個別の状況に応じて柔軟な対応を取っている。
- ・ 全員に同じルールを適用すると、制限ばかりが増えてしまい、こどもが不自由を感じる要因となる。そのため、支援の基準を「危険なケース」に合わせるのではなく、それぞれのこどもに合った形で調整し、納得感のある支援を提供することを徹底している。

事例 3：未成年のこどもには特に配慮し、支援方針を丁寧に説明（団体 J）

- ・ シェルターに入所するこどもの多くは、他の支援者からの紹介で来るケースが多いため、こどもとの関係性を構築するために、継続的なフォローを欠かさないようになっている。特に未成年のこどもに対しては、安心して滞在できるよう、以下のような配慮を行っている。
- ・ 最初の説明時に「長期間いてもよい」と伝え、こどもが不安を感じないようにする
- ・ こどもと話し合いながら、大まかな方向性を決めるが、必要に応じて支援内容を柔軟に変更する
- ・ 短期間の滞在があれば、数か月に及ぶ滞在もあるため、それぞれの事情に応じた支援を提供する

事例 4：信頼関係の構築を重視した支援（団体 M）

- ・ シェルターでは、こども・若者が安心して過ごせる環境を整えることが最も重要である。そのため、入所時からこども・若者との信頼関係を築くことを第一に考え、日常的な対話を大切にしている。特に、こども・若者が相談しやすい雰囲気を作ることで、悩みを抱え込まずに話せる環境を提供している。

事例 5：スタッフの倫理規程を明確にし、安全な支援環境を確保（団体 C）

- ・ こども・若者が安心して利用できる環境を整えるため、スタッフの行動規範を明確に定め、安全な支援環境の確保に努めている。具体的には、スタッフがこども・若者と関わる際のルールを契約書に記載し、必ずサインを求めることで、責任の所在を明確にしている。また、弁護士と協議しながら、支援における倫理規程を策定し、以下のようなルールを定めている。
 - ・ 未成年と一緒にお酒を飲まない
 - ・ スタッフが異性のこども・若者と面接する際、玄関から中に入らない
 - ・ カラオケボックスなどの密室で異性と二人きりにならない
- これらの規定を設けることで、スタッフとこども・若者双方の安全を確保し、支援の場におけるトラブルや不適切な関係を防ぐ仕組みを整えている。

シェルターによっては、用者が社会的なスキルを身につけ、自立に向けた準備を進められるよう、必要に応じて支援の幅を広げている例もありました。

また、退所後のアフターケアとして、定期的なフォローアップ面談や交流の機会を提供する例もあります。

シェルター事業以外で合わせて実施している事業のうち、シェルターとともに実施することで効果が高いと考えられるものの例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 11 シェルター事業以外で合わせて実施している事業のうち、シェルターとともに実施することで効果が高いと考えられるもの

事例 1：相談体制の充実と緊急時の対応（団体 D）

- 相談窓口の形を多様化し、個々のニーズに応じた対応を可能にしている。例えば、顔を見て話せる対面相談、電話相談、SNS 相談など、こども・若者が選びやすい方法で支援にアクセスできる仕組みを整備している。特定の相談員を希望するこども・若者も多いため、関係性を重視し、継続的なフォローを実施。昼の居場所を週 5 日開放し、365 日対応できる体制を確保するとともに、グループ LINE を活用して相談のハードルを下げる工夫もしている。こども・若者が「困ったときにいつでも相談できる」と感じられる環境を整えることが、安心感の提供と自立支援につながる。

事例 2：シェルターのネットワークの活用と配食サービス（団体 E）

- シェルターの支援は単独で完結するものではなく、地域との連携が重要である。そのため、シェルターのネットワークに加盟し、他のシェルターと情報共有や協力体制を築いている。また、シェルター設立時から県内の他のシェルターやステップハウスと連携し、支援の質を向上。地域の催しを通じて、シェルター入居者と地域社会との接点を増やし、こども・若者が孤立しないような環境を作っている。さらに、退所後も希望者には配食サービスを提供し、遠方においても支援を継続。地域の支援ネットワークを活用することで、こども・若者が孤立せず、社会とのつながりを保ちながら生活を続けられるよう支援している。

事例 3：こども食堂等の日常的な支援の強化（団体 F）

- シェルターが必要になる前の段階でこども・若者とつながることが、早期支援の鍵となる。そのため、こども食堂を運営し、シェルターとセットで支援を行うことで、支援を必要とすることもたちと接点を持ちやすくしている。
- こども食堂は直接的な解決にはならないが、「困りごとにアプローチするための網」を広げる役割を果たす。シェルターに行く前の段階の「フロント支援」として、こども食堂やこども園を活用し、こどもたちが自然な形で支援につながれる環境を整えている。このように、シェルターが「最後の手段」とならないよう、日常の居場所や食事の場を通じて、支援につなげる仕組みを構築している。

事例 4：地域カフェや居住支援法人の事業との連携（団体 G）

- 地域カフェの運営や居住支援法人の事業、障害者福祉のグループホーム事業はつながることが多い。地域カフェについては、退所して家庭復帰した子が利用したりする。話を聞いてほしかったり、戻ってきたかったりする場合に対応できるようになっている。
- 居住支援法人の事業の中に独り暮らしを応援する事業があるので、連携して支援している。シェルターで過ごす間に、独り暮らしのような生活がしてい

けそうかどうかを判断し、本人にこういう支援があると伝えるようにしている。

事例 5：退所者のための定期的な居場所提供（団体 I）

- ・ シェルター退所後のこども・若者が孤立しないよう、月 1 回開いているカフェを開催し、安心して帰ってこられる場所を提供している。
- ・ シェルター入所者が退所後もつながりを持ち続けることで、精神的な安定を得られ、生活を継続しやすくなることを目的としている。

事例 6：地域ネットワークの活用（団体 J）

- ・ 地域で支援活動を行い、社会から孤立しがちなこども・若者と自然につながる機会を増やしている。地域の支援団体との連携を強化することで、シェルターに入る前の段階からこどもたちと関係を築き、必要な支援につなげやすくしている。シェルター単体ではなく、地域社会全体でこども・若者を支える体制を整えることが重要と考えられる。

事例 7：住まい支援と居場所支援を組み合わせる（団体 K）

- ・ 住居の提供だけではなく、こども・若者が安心して過ごせる「居場所」の提供も組み合わせた支援を実施している。
- ・ 例えば、シェルターやシェアハウスなど、スタッフが常駐しない施設の場合でも、定期的に顔を見られる場を用意し、若者の孤立を防ぐようにしている。
- ・ また、退所後に「リビングの延長のような場所」として居場所を利用できるようにすることで、一人暮らしのこども・若者が精神的な安心感を得られるような支援を行っている。このように、単なる住まいの提供ではなく、居場所とセットで支援することで、退所後の安定した生活を支えることができる。

事例 8：就労継続支援 B 型事業所の利用（団体 C）

- ・ 就労継続支援 B 型事業所を運営しており相談支援事業も行っているので、対象として該当する場合に利用可能。

事例 9：弁護士による支援（団体 C）

- ・ 弁護士による支援制度が利用できる。

（２） 特別な支援ニーズへの対応

こども・若者の中には、発達障害や精神疾患、トラウマを抱える人もいます。また、妊娠している場合などもあります。そのため、医療機関や福祉施設と連携しながら、適切なケアを提供している例がありました。

精神疾患や障害がある場合、妊娠している場合など、入所者に特別な支援のニーズがある場合の対応の例には、以下のようなものがあります

事例紹介 12 入所者に特別な支援ニーズがある場合の対応

事例 1：自傷行為やメンタルヘルスの問題への対応（団体 I、団体 K）

- ・ 自傷行為をすることもへの対応には慎重さが求められる。
- ・ 「自傷行為は、そのこどもにとってその時やり過ぎて生きていくために必要な行為」と捉え、否定せずに支援。
- ・ リストカットや OD を単なる問題行動として扱わず、「なぜそうするのか」を共に考え、必要な支援機関につなぐ。

事例 2：精神疾患や障害がある場合の支援（団体 D、団体 I、団体 L、団体 M）

- ・ 診察のために医療機関への同行支援や服薬支援を行う。
- ・ こどもが自分の状態を医師にうまく伝えられないため、支援者が関わり、必要な情報を共有する。
- ・ 統合失調症など、対応が難しい障害については受け入れができず、障害者支援機関につなぐケースもある。

事例 3：発達特性を理解した支援（団体 E）

- ・ 精神障がいのある方は、障害者支援が適切と考え、つなげるようにしている。
- ・ こどもの特性を理解し、責めるのではなく、適切なサポートを提供することが大切。

事例 4：妊娠した場合の支援（団体 C、団体 H、団体 F、団体 N）

- ・ 妊娠中や出産後の対応は、児童相談所や母子生活支援施設と連携して対応する。
- ・ 育児が難しいと判断された場合、生まれた直後から母子を分け、児童相談所がこどもを保護するケースがある。
- ・ 本人が強く育てたいと希望した場合、生後すぐに母子生活支援施設に移動するケースもある。

また、入所者に医療が必要となる場合や入所者が保険証を所持していない場合の対応には、以下のようなものがあります。

事例紹介 13 入所者に医療が必要となる場合や入所者が保険証を所持していない場合の対応

事例 1 : 公的サービスを活用した医療費支援 (団体 E、団体 F、団体 G、団体 I、団体 N)

- ・ 生活保護の申請を行い、医療扶助を早急に受けられるよう対応。
- ・ 一時保護委託の関係で受診券が発行されるため、特に未成年の場合は医療費負担なしで受診が可能。
- ・

事例 2 : 性被害後の緊急避妊や無料の医療制度の活用 (団体 B、団体 D、団体 E、団体 N)

- ・ 性被害を受けた後に緊急避妊ピルを希望するケースで、無料診察できる制度を活用し医療証を取り寄せずに受診が可能な場合がある。
- ・ 性犯罪や性暴力被害の場合に公費で利用できる医療制度があるため、該当する場合は活用。一時的に団体が費用を立て替える。

事例 3 : 親権者の扶養に入っている場合の課題と支援 (団体 H、K)

- ・ 入居者が親の扶養に入ったままである場合、保険証の利用履歴が親に通知されるため、病院に行きたくても行けないケースがある。
- ・ 無料定額診療所を利用するか、知り合いの医師に診てもらう対応をしているが、制度的には不十分な状況。
- ・ 公費負担の仕組みがある地域では、高校生については公費負担があるが、大学生や専門学校生は対象外のため、団体が月額 5,000 円まで補助している。

事例 4 : 医療支援事業の活用による対応 (団体 L)

- ・ 生活保護といった福祉サービスにつながない場合は、連携している医療機関に受診できるよう調整している。産婦人科やレディースクリニックを運営しているドクターのネットワークがあり、医療クーポンを発行しているのでそれを利用している。

事例 5 : 団体負担による対応 (団体 C、団体 D、団体 M)

- ・ 生活保護の申請を行うといった対応をするが、タイミングによっては団体への寄付金から医療費を捻出してサポートすることもある。
- ・ 保険証を持っていないこどもは少なくない。ケースによっては団体が医療費を負担している。
- ・ 医療券がない場合は、自身で働いたお金で 3 割を負担いただいている。お金がない場合は団体がサポートする場合もある。

事例 6 : 緊急手術が必要な場合の対応 (団体 F)

- ・ 未成年者が緊急手術を受ける必要がある場合、親権者の同意が必要となるため、自立援助ホームでは対応が難しく、親権者に連絡するしかない。

（３） 本事業のシェルターへの入所の期間、計画的な支援について

入所期間は、こども・若者の状況やニーズに応じて柔軟に設定されます。大別すると、一時的な保護を目的とした短期間の入所と、就学や就労の準備期間としての長期的な支援を目的とした入所の２種類の例がありました。支援計画を立て、目標を明確にすることで、より効果的なサポートが可能となると考えられます。

入所期間や目的が異なるこども・若者が入所することがある場合の工夫の例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 14 入所期間や目的が異なるこども・若者が入所することがある場合の工夫

事例１：個人情報保護とお互いへの配慮（団体I、団体M）

- ・ こどもたちの目的や入所理由が異なるため、個人情報は共有しないルールを徹底。
- ・ 「ここにいる間は自分のことをしっかり考える期間である」と伝え、他者と比較しないよう意識づけを行っている。

事例２：入所者の自立度に応じた対応（団体J、団体L）

- ・ 仕事ができるかどうかで大きく異なる生活環境になるため、支援の方向性を個別に考える。
- ・ 仕事ができる場合は自立支援を進めるが、できない場合は生活保護を視野に入れる必要がある。家庭環境の影響を受けているこどもも多く、親との関係が自立を妨げているケースがあるため、その点も考慮する。

(4) トラブルへの対応について

シェルター内でのトラブル（入所者同士の衝突、規則違反、精神的不調による問題行動など）に適切に対処するため、職員間で対応方針を統一し、冷静かつ公正な判断を行う例がありました。トラブルが発生した際は、入所者の意見を尊重しながら解決を目指し、必要に応じて専門機関と連携する例もあります。

入所中に入所者間などでトラブルがあった場合や事前連絡なくシェルターからいなくなった場合の対応の例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 15 入所中に入所者間などでトラブルがあった場合や事前連絡なくシェルターからいなくなった場合の対応

事例1：児童相談所や警察と連携し、安否確認を優先（団体F）

- ・ 入所者がシェルターからいなくなった場合、本人を探すか、児童相談所に連絡して捜索願を出すことがある。行方がある程度わかり、危険でないことが想定できる場合は、見守ることもある。

事例2：本人の意思を確認（団体G）

- ・ 連絡先を知っており、捜索願を出しておくなどすれば、連絡が取れないという経験はない。脱走した後に連絡が取れた場合、退所の意思を確認し、希望を尊重する。

事例3：安否確認を最優先にし、関係者を通じて連絡を取る（団体I）

- ・ 入所時に、「出て行きたくなったら相談するように」と伝えていても、突然姿を消すこども・若者は少なくない。学校に行ったまま帰ってこない、荷物をまとめて退所するなど、さまざまなケースがある。
- ・ まず弁護士や支援者など、これまで関わってきた人々に連絡を取り、本人の所在を確認。本人の安全が確保できるようであれば問題ないが、行方が分からない場合は警察に相談し、捜索願を出す。

事例4：入所者同士のトラブルは日常的に発生するものとして対応（団体K）

- ・ シェルターでは、入所者間のトラブルが発生することは避けられない。小さなものでは「食器を片付けない」といった不満から、大きなものでは「包丁を持ち出し、相手を脅す」といった喧嘩まで、さまざまなケースがある。このようなトラブルに対して、一律に厳格なルールで対応するのではなく、トラブルそのものを「こども・若者からのSOS」と捉え、適切に対応することが重要。
- ・ むしろ、トラブルが表面化することで、シェルター内の人間関係や支援の必要性が明らかになり、適切なサポートができる。
- ・ 入所者同士のトラブルが発生した場合、まずはスタッフが話を聞き、それぞれの意見を尊重しながら仲裁を行う。暴力や深刻な対立が発生した際には、部屋の調整や個別対応を行い、安全を確保する。トラブルが未然に防げるよう、日頃からこども・若者の様子をよく観察し、小さな変化にも気を配っている。

（５） 退所後の支援について

退所後の生活が安定するよう、住居支援、就労支援、生活相談などのアフターケアを実施しています。退所後も孤立しないよう、フォローアップ体制を整える例がありました。

退所後の支援内容や支援期間の例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 16 退所後の支援内容や支援期間

事例 1：期限や内容を決めずに関わる柔軟な支援（団体 D）

- ・ 退所後の支援に明確な期限や内容を設定しておらず、関係性が長く続く場合もある。中には、トラブルに巻き込まれ、県外へ逃げたいという希望を受け、調整を行ったケースもある。こどもの状況に応じて、支援期間を定めずに関わり続けることを大切にしている。

事例 2：退所後の引継ぎを重視しつつ、本人主体の支援（団体 E、R5 団体 B）

- ・ 退所後、他県へ移動する場合は、関連機関へ引継ぎを行い、手続きをサポートしている。ただし、支援者が間に入ることで状況が複雑になる可能性もあるため、本人自身が弁護士や支援機関に直接話すよう促す。不安がある場合は、じっくり話を聞き、精神的なサポートを行う。
- ・ どこかで支援する先にバトンタッチできるよう調整する。退所しても困ることのないような、仮に困っても相談できるような関係性づくりをしている。

事例 3：警察や公的機関につながるための意識づけ（団体 F）

- ・ 退所後のトラブル時には、団体で解決しようとせず、公的機関を利用することを推奨している。「トラブルがあったら警察へ行く」ことが当たり前になるよう、意識づけを行う。必要な時には公的機関を頼れるように、団体で支援を完結させようとせず、社会の仕組みの中で生きていけるようサポートする。

事例 4：退所後の支援計画を事前に策定（団体 I）

- ・ アフターケアについては、退所前に、退所後に必要な支援を話し合い、こども自身に希望を決めてもらうようにしている。
- ・ 支援計画に基づき、3～4 か月後に課題解決の確認面談を実施。退所先に支援者がいる場合は、1 か月後のカンファレンスで支援終了する。新たな支援者との関係が築けていない場合や、ひとり暮らしで困難を抱えている場合は継続支援を実施することもある。
- ・ 支援計画がない場合も、必要時には電話相談を受け付けたり、月に 1 回開いている退所者向けカフェで相談に応じたりする。

事例 5：退所後も継続的なつながりを重視（団体 K、団体 L、R5 団体 B、R5 団体 C）

- ・ シェルターは一時的な居場所であり、数か月や 1 年でこどもの人生の問題がすべて解決するとは考えていない。
- ・ 退所後も、必要に応じて居場所に通い続けられる環境を整備。他の支援団体と連携し、必要な支援につないでいる。突然「お金のことで困っている」といった相談が来ることもあり、長期的な関係を大切にする。
- ・ いつでも頼ってよいのだと思ってもらえるよう、退所のあとも関わりを持ち続ける。
- ・ 自分が生きていける居場所を見つけるまで、励まし続けるというスタンス。

事例 6：アフターケア専門職を配置し、退所後支援を重視（団体 H）

- ・ アフターケア専門職を配置し、退所者が支援を求めた際に適切な対応ができる

ようにしている。支援を強制するのではなく、「本人が支援を望んでいること」「連絡が取れること」が前提。退所者と関わり、食事・電話相談・自立援助ホームでの面談・遊びの場の提供などを実施している。

4 本事業のシェルターと関係機関との連携

- (1) 連携の重要性
- (2) 各関係機関との連携のあり方
- (3) 連携を深めるうえでの留意点

シェルター単独では対応できないケースが多いため、児童相談所、市町村、医療機関、弁護士などの関係機関と密接に連携する事例があります。定期的な情報共有やケース会議を実施している事例もありました。

関係機関との連携の例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 17 関係期間との連携

事例 1：市や県との連携の工夫（団体 B）

- ・ 市とは毎年アウトリーチ活動の連携を実施。
- ・ シェルター単体での連携ではなく、市の担当課と継続的な協力関係を築いている。
- ・ 2021 年頃から関係性が良好で、補助金申請のサポートも受けている。
- ・ 県との連携も進めており、若者支援の研修会にも協力している。

事例 2：他県や官民ネットワークとの情報共有（団体 D）

- ・ シェルターを持っていない団体も多いためこども・若者の居場所の確保が難しく、当団体への他県からの相談も多い。
- ・ 若年相談を扱える団体が少なく、対応が重複するケースもあるため、団体同士で連絡を取り合う。
- ・ 研修会や見学を通じて、信頼できる支援ネットワークを構築。
- ・ 都道府県の居場所事業内で官民連携が可能な仕組みを整備。
- ・ 個人情報の取り扱いには慎重に対応し、本人の同意を得た上で情報を共有。
- ・ 都道府県の担当者とは承諾書を交わし、必要な場合に協力を得られる体制を構築。

事例 3：学校・警察・児童相談所との連携（団体 G）

- ・ 学校や警察とよく連携している。入所者に深夜徘徊するこども・若者が多いため、補導される場合などである。児童相談所と協力し、学校や警察に対し事情を説明しに行っている。

事例 4：医療機関との連携（団体 N）

- ・ シェルター入所者の中には、医療的なケアが必要なこども・若者もいるため、シェルター入所の段階で医療機関につながるようサポートする。既に医療機関につながっている場合は同行支援を行う。

5 その他

(1) シェルターの周知方法

こども・若者や関係者等へのシェルターに関する周知活動の例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 18 シェルターに関する周知活動

事例 1：行政との連携を通じた周知（団体 A、団体 O、R5 団体 H）

- ・ 団体の取組みは行政を通じて周知されており、行政からの連絡に対応する形を取っている。
- ・ 団体の設立経緯、ケース概要、課題等を記したケース事例集と住居支援の実践をまとめて、県内の福祉施設や外国人支援組織に毎年無償で配布している。
- ・ スクールソーシャルワーカーに関しては社会福祉士会、また、都道府県の弁護士会と連携をしている。また、児童相談所や施設等、SOS を拾う立場にある人とは関係づくりをしている。講演活動も多いため、更生保護施設や学校に普及啓発をする機会もある。

事例 2：アウトリーチ活動（R5 団体 D、R5 団体 F）

- ・ アウトリーチを行い、対面による言葉以外の方法でコミュニケーションを絶やさないことを心掛け、ケアの 4 原則に沿って、見る、話す、立つ、触れるといったことを実施して信頼関係を築いている。当団体のメンバーは、同性でハグをしたりハイタッチをしたり、路上生活者の方ともそういったことをする。言葉から少し離れ、言語に頼りすぎずコミュニケーションをとる点は他の団体と差別化しているところだと思う。
- ・ 相談カードを作り、カイロやハンドクリームのグッズに貼って渡す。夏なら汗拭きシートやクレンジングペーパーなど、使ってもらえるものを取り揃えて、相談カードをつけて渡している。最初は話しかけることをしていたが、誰も話を聞いてくれない。渡せるものがあるといいということでカードを用意したが受け取ってもらえない。そこで、物を付けたらということを始めると、一定数、受け取ってくれるようになった。説明をしながら渡そうとするといらないと言われてしまうため、渡したあとは本人次第にしている。

事例 3：新聞・SNS・講演活動・他団体との交流（団体 C）

- ・ テレビ取材は本人の負担が大きいため、対応を慎重に検討。
- ・ 新聞取材はなるべく受けている。
- ・ SNS を活用し、個人情報に配慮しながら情報発信。
- ・ 講演依頼があれば積極的に対応し、支援を必要とする人へ情報を届ける。
- ・ 研究者からのインタビューや他団体の見学受け入れにも対応。

事例 4：自前のメディア運営とネット広告活用（団体 D）

- ・ 雑誌を創設時から継続的に発行し、情報発信を続けている。
- ・ SNS ではなく、聞き取りを通じて、こどもたちの声を社会に届けることを重視。
- ・ 若者支援に関わるクリエイターとも協力し、Web 発信を行う。
- ・ LINE や Google の広告を活用し、支援が必要なこども・若者へ情報を届ける。
- ・ ネット上の誹謗中傷による影響で、シェルターを閉鎖したケースもあり、慎重な運営が必要と感じている。

事例 5：自治体との情報共有（団体 E、団体 H、R5 団体 G）

- ・ 自治体に対してシェルターの活動内容を周知し、連携を進める。
- ・ 広報誌や Instagram を通じて、シェルターの情報を発信。
- ・ 児童相談所と市役所に対し、必要がある方がいれば声掛けをお願いしている。

事例 6：ネット検索による自然な周知（団体 K）

- ・ もともとは行政区や NPO の紹介で受け入れを開始。
- ・ 近年では、こども・若者が自らインターネット検索でシェルターを見つけ、相談するケースが増加。
- ・ 支援を求めている若者が多いため、「助ける」というスタンスではなく、フラットな関係を意識。

事例 7：学校や福祉機関での周知活動（団体 M）

- ・ 教員やスクールカウンセラー、福祉機関の職員向けに、シェルターの存在を知ってもらうためのワークショップや研修を実施している。

（２） シェルターにおける支援を担う人材の育成・確保

専門知識を持つ職員を確保するため、研修の実施や資格取得支援を行う事例がありました。

その他にも、人材確保の工夫の例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 19 シェルターにおける支援を担う人材の育成・確保

事例 1：インターンやボランティアの活用（団体 A、団体 M、団体 O）

- ・ 支援対象者が若いため、インターン生や若い支援者の方が寄り添いやすいケースもある。
- ・ 有能な人材には給料を支払いたいが、財政的に難しく、ボランティアとして関わってもらっている。
- ・ ボランティアやインターンとして関わっていただき、団体について良く知っていただくのが最もよい。
- ・ シェルターの運営には、多くの支援者が関わる必要があるため、専門職のスタッフだけでなく、ボランティアの活用も進めている。例えば、大学のゼミや社会人ボランティアと協力し、学習支援や調理補助などを担ってもらうことで、こども・若者が多様な大人と関わる機会を増やしている。

事例 2：ボランティア人材からの確保（団体 L）

- ・ 常勤スタッフとしては 2 名体制である。事務局スタッフは事務業務中心ではあるが、日中の同行支援はそれなりに対応してもらっている状況の他、ボランティアメンバーの中で数名が、だいぶコミットして関わってくれるようになった。

事例 3：適性を見極めと長期的な人材育成（団体 B）

- ・ 対人援助職に向いている人は少ないと感じるが、経験を重ねる中で適性が見えてくる。
- ・ 知識があり、団体にコミットできる人材で、一定の距離を保ちながら関われる人は限られている。
- ・ 就職を機に団体を離れる人も多いが、長期的には団体内での人材の循環が見られる。

事例 4：支援のスタンスに共感する人材の採用（団体 C）

- ・ 非行少年に対し「助ける」「更生させる」という態度では団体の考えと合わない。
- ・ 根性論に基づく支援ではなく、本人の背景を理解する姿勢が必要。
- ・ 誰でも採用するわけではなく、複数回の会議や同行を経て、契約書類を読んでもらった上で正式なスタッフ契約を行う。

事例 5：広報を通じた人材募集（団体 D）

- ・ ホームページで求人情報を掲載し、人材を募っている。
- ・ メディアの紹介をきっかけに関心を持ち、支援者として関わる人もいる。
- ・ 相談者が支援者になることもあり、支援を受けた経験が役立つこともある。
- ・ 履歴書や資格だけでは適性を判断できず、現場での経験が重要。

事例 6：自己決定をサポートできる力を持つ人材の確保（団体 E）

- ・ シェルターの支援対象者はこれまで選択肢を与えられてこなかった人が多く、どうすればよいかわからない人が多い。支援者には、様々な選択肢を示せる力

が求められる。

事例 7：福祉資格にこだわらず多様な人材を採用（団体 G）

- ・ 社会の中では多様な人がいて、その社会にこども・若者は戻っていくのだから、福祉に詳しい職員だけが施設の中にいても仕方がないという考えがある。職員には色々な経験や色々な職業を経験した人がおり、元入所者の人もいる。年輩の人もいたり外国籍の方もいたりする。

事例 8：ケースワークのスキルを持つ人材の確保（団体 J）

- ・ ケースワークができる人材が求められている。
- ・ 地域のケースワーカーが十分に動けないため、地域資源を理解し、適切な支援につなげる人が必要。
- ・ 最低賃金の上昇に伴い手当を増やし、大学や専門学校に求人を出す予定。

事例 9：必要なことを柔軟に実行できる人材の確保（団体 K）

- ・ 支援の活動に必要なことを柔軟に実行できる人材を求めている。
- ・ こども・若者と適切な距離感を保ちつつ関われる 30 歳前後の支援者が理想的であるが、NPO の賃金水準ではその年代の人が生活するのが難しく、人材確保が困難。

事例 10：研修制度の充実（団体 N）

- ・ 支援の質を高めるため、新規スタッフやボランティア向けの研修プログラムを実施している。本人中心の支援が一番の権利擁護であることを学ぶ機会を設けることで、アドボカシーの意識や支援の専門性を向上させている。

(3) 地方自治体間の連携

こども・若者の居住自治体がシェルターの所在地と異なる場合の対応の例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 20 地方自治体間の連携

事例 1：行政の支援制度を活用し、適切な支援を確保（団体 A）

- 18 歳以上のこども・若者については、シェルターの所在地の自治体と相談し、DV 避難支援の枠組みなどを活用しながら支援措置を講じる。住民票を元の自治体に残したままアパートを借りるなどの方法を取ることもあり、行政との連携によってスムーズな支援を目指す。一方、18 歳未満の場合は、行政だけでなく児童相談所や他の支援団体と協力しながら受け入れを進める。

事例 2：児童相談所や警察と連携し、安全な受け入れを進める（団体 B）

- 他自治体からのこども・若者がシェルターに入所する場合、まずシェルターの所在地にある児童相談所や警察に報告し、居住地の関係機関と調整を行う。また、シェルターの役割として、こども本人の気持ちを尊重し、行政機関との調整を行う「アドボケイター」としての立場を重視しており、意見書などが有効になるといったような制度があるとよい。

事例 3：保護観察中のこどもの転居手続き（団体 C）

- 他県に住む保護観察中のこどもがシェルターへ転居する際は、担当の保護司や保護観察官が事前に転居手続きを進めることが必要。保護観察所同士で協議を行い、正式な転居届が提出されてから移動が決定される。また、転出証明書の発行や、保護観察所同士のやり取りが必要になるため、細やかな調整が求められる。慣れない地域での生活に不安を抱えるこどもも多いため、シェルターでは継続的なサポートを行いながら、心理的な負担を軽減するよう努めている。

事例 4：児童相談所同士の調整を通じて支援を行う（団体 F）

- こどもの支援方針については、居住自治体の児童相談所とシェルターのある自治体の児童相談所が連携しながら進めることが一般的。しかし、児童相談所の対応には地域差があり、シェルターの存在を十分に理解していない自治体もあるため、調整に時間がかかることがある。シェルターでは、こどものソーシャルワークを担当する職員と密に連携しながら、こどもにとって最善の支援方法を模索する。本人の意向を尊重しつつ、関係機関との調整を円滑に進めることが求められる。

事例 5：こども・若者の意向を尊重し、支援の進め方を丁寧に調整（団体 H）

- 相談を受けた場合には、シェルター所在地の児童相談所とこどもの住所地の児童相談所に連絡する。今の事務手続きでいうと、こどもの住所地の児童相談所が基本的には動くことになると思われる。連携先が児童相談所であるため、児童相談所間で連絡を取ってもらい、どちらが対応するか決めることになると思われる。こども・若者が関係機関に相談する際には、本人の意向を最大限に尊重することが重要。大人の事情や手続きの都合を優先してしまうと、こども・若者が支援をためらうケースもあるため、丁寧な対応が求められる。

事例 6：地域の支援団体との連携を強化し、居住地を問わず支援を提供（団体 K）

- 他県からの相談が多く、関西や東北など全国から依頼が来る。相談段階で他県にいる場合は、その地域の支援団体につなぐ。一方で、すでに当団体の都道府

県に来ている場合は受け入れを行う。ただし、自治体によって支援の仕組みが異なるため、自治体の支援が難しい場合は、地域の支援団体や福祉事務所と連携して対応することが必要となる。

事例 7：自治体間の連携による支援（団体 L）

- ・ アウトリーチでつながった女性で、既に別の自治体で生活保護を受けている方がいた。そのケースは、本人の了承を得た上で実際に支援を受けている自治体のケースワーカーと連絡を取り合って、その自治体と連携して支援を進めた。また、生活保護等の福祉サービスに繋がっていない場合には、元々の居所が違う自治体であっても、住民票のある場所に関係なく、あまりどこから来たのかは気にせずに、本人が今いる場所の自治体の福祉課につなぐようにしている。

事例 8：民間団体との連携やシェルターのネットワークを活用した支援（団体 E、団体 N）

- ・ 他自治体からのこども・若者を受け入れる際、行政だけでなく、全国の民間支援団体とも連携している。シェルターのネットワークを経由して、他団体に保護してもらうことも多い。各地の支援団体と協力しながら、本人にとって最も適切な支援方法を検討する。
- ・ シェルターのネットワークに加盟している団体では、他自治体のシェルターが満員で受け入れられない場合、ネットワークを活用して受け入れ先を調整する。ただし、自治体によって転出手続きの進め方や、警察との連携の順番が異なるため、各地域の事情を理解しながら対応を進めることが重要となる。全国的な支援の枠組みを活用することで、より多くのこども・若者に対して適切な支援を提供できる仕組みを構築している。

6. こども・若者の声

(1) シェルターに入所しようと思った理由

シェルターに入ることを決めた背景は人それぞれです。家庭での生活の困難さ、自分の居場所を求めての決断など、さまざまな事情があります。また、シェルターについて知るきっかけもさまざまです。ここでは、こども・若者たちがシェルターを選んだ理由やきっかけについての声を紹介します。

入所者

- 児童相談所に相談して他の選択肢を探した (B、J)
里親の家にいたけれど、どうしても合わなかった。児童相談所と話し合ったときに、シェルターという選択肢があることを知り、別の場所で生活することになった。
- 別のシェルター・施設のスタッフから紹介があった (C、G、H、I)
以前連絡をした別のシェルター団体に改めて電話した。状況を伝えたところ、すぐに家から出た方がよいとのことで、入所したシェルターを紹介していただいた。
- 主治医に紹介されてシェルターを知った (A)
家庭内のことを話したら、医師にシェルターの存在を教えてもらった。最初は別のシェルターを紹介され、そこを一度利用した。当初はきょうだいのところへ行くつもりで荷物を持って家を出たが、病院からシェルターの方がよいと勧められた。
- 自立を目指して、生活を整えるために入所した (C)
もともと施設で育ち、仕事を見つけるために一時的にシェルターを利用することになった。住む場所があり、家賃の心配をしなくていいのはとてもありがたかった。
- 逃げ場がなく、選択肢としてシェルターを選んだ (F)
裁判中に、警察官から選択肢として当シェルターにいくかどうか提示され、行くことを決めた。
- ネットで偶然シェルターを知り、連絡を取った (E)
インターネットで死にたいと調べた時に当シェルターが YouTube で出てきた。シェルターがあることは知らなかったが、スタッフの方から泊まる場所があるよと聞いた。

(2) シェルターに入所しなかった理由

シェルターに相談したものの、最終的に入所を選ばなかったこども・若者もいます。その理由には、自分の中で迷いがあったり、家族や周囲の状況が変わったり、他の選択肢を選んだりと、多様な事情があります。ここでは、シェルターに入らなかった理由についての声を紹介します。

未入所者

- 緊急性がないと判断されて入所できなかった (K)
暴力を受けていたり、監禁されていたりといった緊急性がないと入所できるシェルターが少なく、結果的に他の施設に行くことになった。
- シェルターの場所が自分の希望する場所になかった (L)
住みたい場所が決まっていたため、希望の地域にないシェルターには入らなかった。
- 携帯の使用制限が不安だった (M)
シェルターを調べたときに、携帯が使えないと知った。それに自分が適応できるか不安で、結局踏み出せなかった。
- シェルターが満員で入れなかった (N)
シェルターに入りたかったけれど、空きがなかった。そのため車中泊をしながら家を探し、なんとか住む場所を見つけた。
- 自分で住む場所を決めたかった (O)
団体のスタッフと話しているうちに、「住む場所は自分で決めてよいのだ」と思えるようになった。シェルターに頼るより、自分で生活を整えたいと思い、利用しなかった。
- 「自分よりもつらい人がいる」と思い、遠慮した (O)
SNS でしんどい気持ちを吐き出している人の投稿を見て、「自分の悩みなんて大したことではない」と思ってしまった。シェルターに入るのは、本当に助けが必要な人だけだと思い、利用しなかった。

(3) 入所前に民間シェルターに対して抱いたイメージ

シェルターについて知ったとき、こども・若者がどのような印象を持っていたのかを聞いてみました。不安や期待、分からないことへの戸惑いなど、実際に利用する前に抱いたイメージは人それぞれです。

入所者

- 何も印象をもたなかった・わからなかった (G、J)
自分のことで精いっぱい、イメージを思い浮かべている余裕がなかった。
- 安全だが怖いイメージがあった (E)
最初は、安全だが少し怖いイメージがあった。実物を見ていないため怖かった。
- 一時保護施設等の施設と似たような場所だと思っていた (C、H)
一時保護施設みたいところで、でも外には出られると聞いていた。施設みたいに自由がないイメージがあった。安全でも怖い場所というイメージだった。
- 制限が多くて自由がない場所だと思っていた (A、B、D、F、H)
ルールが厳しく、好きなこともできない場所だと思っていた。実際に入ってみると、思ったより自由があって驚いた。

未入所者

- 「人に話せない事情がある人が多い場所」と聞いていた (L)
「誰にも教えてはいけない場所」「人に話せない事情がある人が多い」と聞いていた。
- こども・若者が隠れることができる安全なところ (N)
シェルターに住んでいた知り合いがいたので、何となくどのような場所かを知っていた。こども・若者が隠れることができる安全なところだと思った。
- 特に何も想像していなかったため、嫌なイメージもなかった (K)
シェルターに入所する前に何も想像していなかったため、シェルターに特に嫌なイメージもなかった。
- 怪しいと感じていたが助けてもらえるという期待もあった (M)
あまり情報がなかったため怪しいと感じていた。これまで周囲の大人に裏切られることが多かったので、本当にここを信じてもいいのかという怖さもありながら、助けてもらえるのではないかと期待もあった。
- 自由が利かない、怖い、暗いイメージ (O)
自由が利かないイメージ。怖い、暗い、といったイメージもある。

(4) シェルターを実際に利用してみてよかったこと

シェルターでの生活を通して、安心できたこと、助けになったこと、思っていたよりも良かったことは何だったのか。実際に入所したこども・若者たちが感じた「よかったこと」を紹介します。

入所者

- 安心できる環境があった (B、F)
家では気を遣うことばかりだったけれど、ここでは自分のペースで過ごせた。普通の生活ができることが嬉しかった。
- 思ったより自由があった (B、D)
もっと厳しいルールがあると思っていたけれど、意見を聞いてくれたり、サポートしてくれたりした。自分のことを大切に扱ってくれていると感じた。
- 衣食住が整っていることがありがたかった (A、B、C、E、F、H)
家賃も食費もかからず、生活の基盤が整っていた。食事が出ることや、自炊できる環境があったのも助かった。
- 職員が優しかった (B、E)
職員がとても優しかった。自分の思う普通の生活にやっとなれた。
- 居場所があることが何よりも嬉しかった (H)
冬の寒い時期に、暖かい部屋で味噌汁を飲んだとき、心からホッとした。家では当たり前にあったはずのことが、これほどありがたいものだったのだと気づいた。
- 話を聞いてくれる人がいた (I)
悩みを誰かに話せることが一番助かった。一人で考えていると、しんどくなってしまうが、ここでは支えてくれる人がいた。
- 生活が変わった (B、H、J)
生活が変わった。以前と違い気を遣わないで済んでいる。
- 同行支援がよかった (E、G)
手続きを一緒に行ってもらうことができた。病院や買い物につきあっていただいた。
- 一人の時間や一人暮らしの生活が経験できた (D、I)
ひとり暮らしがどのようなものかを経験できたことがよかった。

(5) シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと

シェルターは安心できる場所ではありますが、すべてが思い通りにいくわけではありません。共同生活の難しさや、自分の思いと違っていたことなど、シェルター生活の中で辛かったこと、嫌だったことについての声を紹介します。

入所者

- もっと長くいられたらよかった (B)
シェルターには2か月しかいられなかった。もう少し長く滞在できたら、生活を整えたり、次のことを考えたりする時間が取れたと思う。
- 趣味の時間が取れなかった (A)
ライブや舞台が好きだけど、シェルターにいる間は外出が制限されていて、行くことができなかった。
- 共同生活がストレスになることもあった (F)
3畳しかない部屋、誰が作ったかわからない食事、洗い物が溜まっているキッチンなど、他の人との共同生活は気になることも多かった。
- 家族に会いたくなかった (E)
家を出たのに、ふとした瞬間に家族に会いたくなってしまうことがあった。でも、危険だからと制限されることもあって、どうしても寂しさを感じた。
- 生活環境が思っていたのと違った (F、J)
建物が古かったり、共同スペースのルールが守られていなかったりして、思っていたよりも暮らしにくいと感ずることがあった。

(6) シェルターで一番うれしいサポート、さらにあるとよいサポート

シェルターでは、生活面のサポートや心のケア、進路相談などさまざまな支援が行われています。こども・若者が特に「うれしい」と感じたサポートや、今後さらに充実してほしい支援についての声を紹介します。

入所者

- ご飯を作ってもらえることが嬉しかった (B、I、J)
温かいご飯が出るのが嬉しかった。食事が冷凍だったら、ここまで安心感はなかったと思う。
- Wi-Fi やスマートフォンが使えることが助かった (B、F)
スマートフォンが使えるかどうかは、シェルターを選ぶときの大きなポイントだった。Wi-Fi があったおかげで、外の世界とつながっていられた。
- 話したいことがあると聞いてもらえた (E、I、J)
何かあった時にすぐ相談できるような環境はありがたかった。話したいことがあればこちらから話すこともでき、いつでも聞いていただけることも嬉しい。
- 仕事探しをサポートしてもらえた (C、H)
ハローワークへの同行や面接の練習をしてくれたのがよかった。自分に向いている仕事を一緒に考えてもらえたのも助かった。
- 病院や役所への同行支援がありがたかった (E、G)
一人で何もできない状態だったので、病院や役所に付き添ってくれたのが心強かった。
- 金銭管理の仕方を教えてもらえてよかった (D)
はじめての一人暮らしだったため、何にどれくらいのお金がかかるかなどお金の管理の仕方を教えてもらえたことがよかった。
- 誕生日や成人式を祝ってもらえた (E、G)
自分のことを気にかけてくれている人がいると感じられることが嬉しかった。
- 他の人と交流できたらよかった (C)
自分以外のシェルターへの入所者と話をしたりコミュニケーションをとったりして、他の人と交流してみたかった。

(7) 入所時に説明があると良いサポート

シェルターに入る際、どんな生活が待っているのか分からないと不安に感じることもあります。入所時にどのような説明があればよかったのか、こども・若者の声を通じて考えます。

入所者

- Wi-Fi やスマートフォンの利用について知りたかった (B、D)
最初に Wi-Fi が使えるかどうかを知りたかった。スマートフォンの利用制限があるかどうかも事前に分かっていたら、入所するかどうかを決めやすかったと思う。
- シェルター内のルールを詳しく知りたかった (B、C、D、I)
食事の時間、掃除の分担、門限など、生活の細かいルールが事前に分かっていたらよかった。
- 一緒に住む人のことを少しでも知りたかった (B、F)
「この子はこういうタイプだから、気をつけてね」といった情報が事前にあれば、入所後の人間関係のストレスが減ると思う。
- 一時保護とは違う場所であることを説明してほしい (H)
一時保護施設に入所した経験があると、シェルターも同じような厳しい環境だと思ってしまう。違いをちゃんと説明してもらえたら、安心できる。
- ゴミ出しや買い物の仕方を教えてほしい (E)
初めて一人暮らしのような生活をする人にとっては、ゴミ出しのルールや日用品の買い方などを教えてもらえると助かる。

（８） 退所後にあるとよいと思う支援や関わり

シェルターを出た後も、すぐに安定した生活を送れるとは限りません。退所後にあったら助かる支援や、必要だと感じたサポートについて、こども・若者たちの声を紹介します。

入所者

- 退所後もつながっていたい（B）
シェルターを出ても、たまに顔を出せる場所があると心強い。今も時々シェルターでご飯を食べたりしている。
- イベントがあると嬉しい（A、I）
鍋パーティーやボランティア活動などの集まりがあると、近況報告をしたり、相談しやすくなったりすると思う。
- 相談できる場があれば安心できる（C、I）
「困ったことがあったら、いつでも相談していいよ」と言われるだけでも安心する。定期的に相談できる日が決まっていたら、より心強い。
- 家探しや引っ越しのサポートがあると助かる（D、F）
生活保護が通る物件を探すのがとても難しい。行政や支援団体がそういった情報をまとめてくれたら、もっとスムーズに新生活を始められると思う。
- 金銭的な支援があれば進学しやすい（H）
奨学金を借りることができたけど、もっと支援があれば、大学に行くという選択肢も持てたかもしれない。
- 退所後もフラットな関係でつながれるとよい（E、I）
シェルターのスタッフとご飯を食べに行ったり、近況を話せたりする機会があるのがありがたい。

- (9) シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか

シェルターを利用する前に、どこでどんな情報を知ることができれば、もっと安心して入所を決断できたのか。こども・若者が求める情報の伝え方についての声を紹介します。

入所者

- SNS で知る機会があればいい (A、B、D、J)
困っていても自分から調べることはあまりないが、TikTok や Instagram の広告で流れてきたら、目に留まるかもしれない。
- 実際の入所者の口コミが知りたい (B、C、F、J)
文章だけでは信用できないこともある。シェルターでの生活が分かる動画や、入所者がリビングで楽しく過ごしている様子が見られると、安心して利用できると思う。
- 動画や写真などのリアル情報がよい (B、J)
想像でどんなところなのだろうと考えるが、文章で見ても本当なのか不安になってしまう。何もわからない状態のため、動画や写真の方が良い。誰かが加工したものではなくリアルな情報が安心できる
- どのようなスタッフの人がいるのか知りたい、実際に見学したい (D、F)
ネットの中ではなく、実際に会って確かめることを重要視している。例えば、若者支援のイベントなどを開いてくれれば実際に行けるのでよい。自分の目や足で確かめ、担当者と話して安心できればよいと思う
- 学校や役所で情報が得られるとよい (B、J、G、I、H)
先生や児童相談所を通してシェルターの情報を知ることができたら、もっと早く逃げることもできたかもしれない。
- 信用できる情報を得たい (G、H、I)
シェルターの情報を SNS で見ると、嘘や偏見が混じっていることもある。本当に安心できる場所なのか、実際に見たり、信頼できる人から紹介されたりするのが一番だと思う。

未入所者

- SNS で発信するなどして、検索できるとよい (K、L、M、O)
TikTok や Instagram で発信するとこども・若者にも届くのではないかな。SNS はこども・若者にとっては重要だと思う。HP に Instagram へのリンクがあれば絶対に見るだろう。それを見ると安心できる
- 入所者の年齢、部屋の様子などがわかるとよい (M)
実際に部屋の中がどうなっているか、どのくらいの年齢が利用しているか分かりにくい。グラフがあったら分かりやすい気がする。
- 制限やルールがあるなら事前に説明してほしい (M)
ルールや制限など、事前に知らせてもらえた方が有難い。何に制限がかけられているのかといったことが一番気になる。

- 簡単な言葉で探せる、わかりやすい情報があるとよい (K、N、O)
「(地名) 居場所」などで検索したら、シェルターの情報が出てくるようにしてほしい。簡単な言葉でわかりやすい情報がよい。情報の内容も簡潔に“20代の女性のためのシェルターをやっています”といったように、キャッチフレーズが一言あるとよい。あるいは、チャット相談をしています、電話で話ができます、女性スタッフがいます、といったように、興味を持てる情報が簡潔に示されているとよい。
- ロコミなどの生の声が聴ける (O)
相談した人のロコミのようなものを探す。その方が、相談するのにハードルが低くなり、生の声を聞けるため判断しやすい。
- 絵や写真、グラフなど視覚的にわかりやすい情報があるとよい (M、O)
行政のHPがでてきても、文字の羅列になっているため相談してみようと思えない。絵や写真があったり、色がカラフルだったり、また、グラフなどで視覚的にわかるものがあるとよい。

このように、シェルターを利用したこども・若者たちの声を通して、彼らがどのような背景で入所を決め、どのような経験をしたのか、そして退所後にどのような支援を求めているのかが見えてきます。シェルターはただの一時的な避難場所ではなく、そこでの関わりやサポートが、その後の人生にも大きく影響を与えていることが分かります。

また、シェルターに対する事前の不安や誤解、実際に利用してみて感じたこと、退所後のつながりの大切さなど、一人ひとりの視点は異なりますが、共通しているのは「安心して過ごせる居場所が必要だ」ということです。

こども・若者の声を受け止め、より多くのこども・若者が必要なときに安心して頼ることのできる環境を整えることが、支援する側に求められています。

令和6年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業
「こども・若者の居場所に係る好事例収集及び効果的な運用等の検討に関する調査研究」

こども・若者支援を行う民間シェルター団体
における
取組の事例集

令和7（2025）年3月発行
編集・発行 有限責任監査法人トーマツ